

様式44

132 D208
令和4年6月28日

三重県知事 一見 勝之 殿

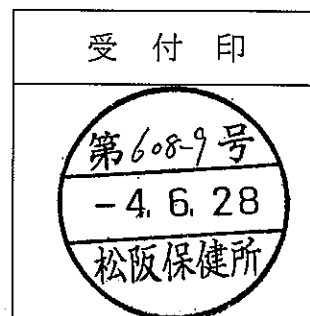
医療法人住所 松阪市大黒田町60
医療法人の名称 医療法人 大原
理事長 大原 孝和
電話 (0598) 23・1215
松阪市大黒田町603番地
大原眼科

決 算 届

令和 3年5月1日から令和 4年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 3 年 5 月 1 日 至 令和 4 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 大原眼科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県松阪市大黒田町 603 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 7 年 2 月 28 日

(4) 設立登記年月日 平成 7 年 3 月 16 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	大原眼科	三重県松阪市大黒田町 603 番地	該当なし

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当無し		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当無し		

(4) 当該会計年度に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年6月26日 前年会計年度決算の決定

令和4年3月28日 次年会計年度予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 大原眼科
所在地 松阪市大黒田町603番地

※医療法人整理番号 0208

財 産 目 録
(令和 4年4月30日現在)

1. 資 産 額	101,748 千円
2. 負 債 額	1,245 千円
3. 純 資 産 額	100,503 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	92,021
B 固 定 資 産	9,727
C 資 産 合 計 (A+B)	101,748
D 負 債 合 計	1,245
E 純 資 産 (C-D)	100,503

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 大原眼科
所在地 松阪市大黒田町603番地

※医療法人整理番号 0208

貸 借 対 照 表
(令和 4年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	92,021	I 流 動 負 債	1,245
II 固 定 資 産	9,727	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	6,102	負 債 合 計	1,245
2 無 形 固 定 資 産	50	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	3,575	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	90,503
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	100,503
資 産 合 計	101,748	負債・純資産合計	101,748

様式 4 - 2

法人名 医療法人 大原眼科
所在地 松阪市大黒田町603番地

※医療法人整理番号 0208

損 益 計 算 書
(自 令和 3年5月1日 至 令和 4年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	32,760
2 事業費用	41,948
本来業務事業損失	△ 9,188
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 9,188
II 事業外収益	443
III 事業外費用	0
経常損失	△ 8,745
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 8,745
法人税等	72
当期純損失	△ 8,817

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 大原眼科

理事長 大原 孝和 殿

私は、医療法人大原眼科の第 27 期会計年度（令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 6 月 27 日

医療法人 大原眼科

監事 西村 幸子

幸子